第十四条の三の七第一号中「請求」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求」を加える。

第十四条の三の十三の見出し中「である会社」を削る。

第十四条の四第一項第三号中「投資証券等」の下に「及び新投資口予約権証券等」を加える。

第十四条の五の二に次の一号を加える。

五　新投資口予約権証券等

第二十六条の六の次に次の一条を加える。

（上場等株券等の範囲等）

第二十六条の七　法第百六十二条の二に規定する政令で定める有価証券は、金融商品取引所に上場されている投資証券等及び店頭売買有価証券に該当する投資証券等とし、同条に規定する政令で定める法令の規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定とする。

第二十七条の四第一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第二十九条の二の二中「第百六十六条第二項第九号ト」を「第百六十六条第二項第九号リ」に改める。

第二十九条の二の五第三号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第三十一条中「（内閣府令で定めるものを除く。）」の下に「、新投資口予約権証券等（内閣府令で定めるものを除く。）」を加える。

第三十二条に次の三号を加える。

四　投資証券等

五　投資証券等に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

六　投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

第三十三条第二号中「投資証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加え、同条第三号から第五号までの規定中「外国投資証券のうち投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券」を加える。

第六章中第三十三条の四を第三十三条の四の五とし、第三十三条の四の三を第三十三条の四の四とし、第三十三条の四の二を第三十三条の四の三とし、第三十三条の四の次に次の一条を加える。

（新株予約権に準ずる権利等）

第三十三条の四の二　法第百六十七条第五項第二号に規定する新株予約権に準ずるものとして政令で定める権利は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権とし、同号に規定する株券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、同法に規定する投資証券とする。

第三十三条の五第七号中「及び外国投資証券」を「若しくは外国投資証券」に改め、「投資証券等」の下に「若しくは新投資口予約権証券等」を加える。

第三十三条の五の二第二号中「類する証券」の下に「並びに新投資口予約権証券等」を加える。

第三十九条第二項第一号中「及び第十項」を「及び第十三項」に、「その補足書類、法第二十三条の三第一項」を「その補足書類、法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による募集事項等記載書面、法第二十三条の三第一項」に改め、同項第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面及び法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面の提出に係る承認

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「投資主」の下に「、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」を、「、投資主」の下に「、新投資口予約権、新投資口予約権証券」を加える。

第十条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第五項」に改める。

第十二条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一号を加える。

四　次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であって、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募（法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募をいう。）により行われるもの（第一号及び前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）

イ　その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有価証券等によって当該受益証券を取得することができる旨

ロ　受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行うことができる旨

第二十三条第一項及び第二項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第三十一条第一項の表第十四条第一項の項中「この項」の下に「及び第四項」を加え、同表第十四条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第十四条第二項	投資信託約款	外国投資信託約款等

第三十一条第一項の表第十四条第四項の項中「第十四条第四項」を「第十四条第七項」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（発行可能投資口総口数に関する読替え）

第六十四条の二　法第七十六条第二項の規定において発行可能投資口総口数について会社法第百十三条第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十三条第二項	発行済株式	発行済投資口
	総数	総口数
第百十三条第四項	数は	口数は
	総数を	総口数を
	得た数	得た口数

第六十九条の表第百四十八条の項の次に次のように加える。

第百五十一条第七号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て

第六十九条の次に次の一条を加える。

（投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする特定資産）

第六十九条の二　法第八十条第一項第一号に規定する政令で定める特定資産は、不動産その他の内閣府令で定める資産とする。

第七十七条の次に次の六条を加える。

（新投資口予約権者に対してする通知又は催告に関する読替え）

第七十七条の二　法第八十八条の五第二項の規定において新投資口予約権者に対してする通知又は催告について会社法第二百五十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。